

令和5年5月11日

保護者の皆様

えびの市教育委員会
えびの市小中学校長会

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育へのご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日より感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、これまで市内の小・中学校で行ってございました感染症対策を以下のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 感染者が確認された場合の対応

○ 保護者の対応

【児童生徒本人の陽性が確認された場合】

- ① 保護者から、速やかに学校に電話連絡をお願いします。
- ② 病院等から陽性者への指示（自宅待機期間等）があった場合は、学校にもお伝えください。

【児童生徒の家族の陽性が確認された場合】

- ・ 必ずしも学校への連絡をお願いするものではありませんが、心配な場合は学校までご相談ください。

○ 学校・教育委員会の対応

- ① 保護者や教職員からの連絡を受け、学校内の感染状況を確認します。
- ② 学校では、健康観察等により、関係する他の児童生徒に変化がないか確認します。
※ 感染拡大が懸念される場合は、学級閉鎖等を検討し、実施します。

2 登校前・登下校時の感染症対策

- 起床時など、適宜、ご家庭でも健康状況を確認いただき、学校へ登校させるようにしてください。なお、健康チェック表等への記録及び提出は求めません。
- 清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じてマスクやマスクケース等を持たせてください。（マスクの着用を求めるものではありません。）
※ 児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理に登校せず、学校に連絡してください。

3 学校生活における感染症対策

- 引き続き、手洗いや咳エチケット等の指導を行います。あわせて、感染症対策に有効とされている適切な換気の確保を行い、日常の清掃により清潔な空間を保ちます。
※ ただし、学校や地域の感染状況に応じて、学級閉鎖等や給食後下校、身体的距離の確保や近距離における会話及び大声での発声を避けるなどの対応を一時的に講じることがあります。
- 給食時の黙食は必要ありませんが、各学校では、感染状況や子どもの発達段階に応じた対応をします。

4 感染症対策に伴う出席停止 ※「出席停止」とは、欠席の扱いにならないことです。

- 出席停止の取り扱いとなる対象は、原則として、「児童生徒が感染した場合のみ」となります。
※ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなどの特別な場合には、出席停止が認められる場合がありますので、その期間を含め、学校までご相談ください。

5 その他

- 気になる点等がありましたら、学校までご相談ください。

(文書取扱 学校教育課)